



鳥取県公報

平成 22 年 5 月 14 日 (金)
第 8 1 9 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更 (310) (道路企画課) 2
	県道の供用の開始 (311) (〃) 2
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (5 件) (312~316) (会計指導課) 2
	土地改良区の役員の退任 (317) (八頭総合事務所農林局) 4
	土地改良区の役員の就退任 (318) (中部総合事務所農林局) 5
	土地改良区連合の役員の退任 (319) (〃) 6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (24) 6
◇ 教委告示	鳥取県指定名勝の指定 (10) (文化財課) 6
	鳥取県指定天然記念物の指定 (11) (〃) 6
◇ 監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 (1) 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (3 件) (情報政策課) 7
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 9

告 示

鳥取県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年5月14日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子環状線	変更前	米子市葭津字葭津境 3313-1 地先から同市葭津字北跡落 132-1 地先まで	2.8~19.2	635.0
	変更後	米子市葭津字葭津境 3313-1 地先から同市葭津字北跡落 132-1 地先まで	2.8~19.2	635.0
		米子市葭津字作兵衛川北葭津境 1601-1 地先から同市葭津字境目 17-2 地先まで	15.6~31.6	264.0

鳥取県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年5月14日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子環状線	米子市葭津字作兵衛川北葭津境 1601-1 地先から同市葭津字境目 17-2 地先まで	平成22年5月14日

鳥取県告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第181号に規定する特定計量器の定期検査

に係る手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

副主幹 田中 聡

主事 前田 政人

主事 河上 一雄

3 委任期間

平成22年4月15日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第313号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

(1) 赤碓港の国有財産の使用に係る既往占用料支払債務確認書に基づく既往占用料の収納事務

(2) 鳥取港千代ポートパーク既往使用料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部空港港湾課

副主幹 青木 晃

副主幹 杉原 孝治

3 委任期間

平成22年4月12日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

非常勤職員の社会保険料本人負担分相当額の現金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

課長 福留 究

課長補佐 北岡 浩美

副主幹 上杉 昌弘

3 委任期間

平成22年4月9日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第315号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

硫酸ピッチ不適正保管に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

課長 森本 智史

主幹 土井田 淳

衛生技師 加賀田 大輔

3 委任期間

平成22年5月14日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第316号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）第14条の規定に基づき鳥取港千代ポートパークにおいて同条例第11条の2第3項の規定による知事の命令に従わない者に科した過料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部空港港湾課

課長補佐兼主幹 高見 光典

主幹 森田 清澄

副主幹 青木 晃

副主幹 杉原 孝治

3 委任期間

平成22年5月14日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理 事 梶 川 昭 基 鳥取市河原町高福215

平成22年4月17日退任

鳥取県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理 事 牧 田 政 人 倉吉市中江183
" 野 嶋 正 義 東伯郡北栄町国坂430
" 石 村 静 臣 倉吉市新田242
" 岸 田 佳 人 倉吉市古川沢246
" 山 本 公 孝 倉吉市小田131
" 徳 田 一 範 倉吉市井手畑38
" 徳 田 和 幸 倉吉市下古川17
" 生 田 愿 倉吉市大塚120
" 大 上 哲 人 倉吉市穴窪231
監 事 伊 東 祐 道 倉吉市新田289
" 山 本 幸 人 倉吉市小田192

平成22年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 公 孝 倉吉市小田131
" 徳 田 和 幸 倉吉市下古川17
" 生 田 愿 倉吉市大塚120
" 伊 東 正 夫 倉吉市新田85-1
" 岸 田 佳 人 倉吉市古川沢246
" 徳 田 一 範 倉吉市井手畑38
" 吉 田 正 倉吉市中江185
" 大 上 哲 人 倉吉市穴窪231
" 岡 本 和 幸 東伯郡北栄町国坂225
監 事 北 窓 実 倉吉市新田238
" 兼 本 晴 實 倉吉市古川沢82

平成22年4月22日就任 任期4年

鳥取県告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理事 田 中 満 雄 東伯郡琴浦町大字八幡792-1

平成22年3月12日退任

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第24号**

平成22年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年5月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成22年5月17日（月）午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 第22回参議院議員通常選挙について
 - (2) その他

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第10号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定名勝の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

名勝の部

名称	所在地又は地域
石谷氏庭園	八頭郡智頭町大字智頭字町ノ内396のうち実測1587.6平方メートル 八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田210-3のうち実測182.4平方メートル

鳥取県教育委員会告示第11号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天

然記念物の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

天然記念物の部

名称	所在地又は地域
和奈見と塩上の枕状溶岩	八頭郡八頭町塩上字野々平525-1及び527-1 鳥取市河原町和奈見地内千代川河床で、次のAの地点からDの地点までを順次に直線で結んだ線及びDの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域において地表面に露出している部分 Aの地点 北緯35度21分911秒、東経134度12分828秒 Bの地点 北緯35度21分909秒、東経134度12分723秒 Cの地点 北緯35度21分711秒、東経134度12分696秒 Dの地点 北緯35度21分673秒、東経134度12分772秒

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である山崎安造の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月14日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 内 田 博 長
鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
村 山 敏 隆	米子市宗像15-13	平成22年5月7日から平成23年3月31日まで
杉 浦 為 佐 夫	鳥取市国安950-1	〃
若 松 信 宏	鳥取市茶町407	〃

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成22年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 147,036,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企画部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成22年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 99,576,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企画部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 調達件名及び数量 | データ管理事務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成22年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び | 株式会社鳥取県情報センター |

所在地	鳥取市寺町50
5 契 約 金 額	51,886,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号）
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県企画部情報政策課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月14日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 大 坂 芳 郎

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮給食業務委託 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 業務の期間

平成22年8月23日（月）から平成25年7月31日（水）まで

(4) 業務の場所

倉吉市大谷166 鳥取県立倉吉農業高等学校

(5) 入札書の記入方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が営業種目表（委託・役務）のその他の給食に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年5月24日（月）午後5時まで4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成22年5月14日（金）から同年6月24日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉農業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0941 倉吉市大谷166

鳥取県立倉吉農業高等学校

電話 0858-28-1341

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成22年5月14日(金)から同年6月14日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成22年6月3日(木)午後1時30分

鳥取県立倉吉農業高等学校 保育室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年6月24日(木)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月23日(水)午後5時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成22年6月14日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい

て、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : transfer school meal responsibilities

- (2) June 14, 2010 5 : 00PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) June 24, 2010 1 : 30PM : Time-limit for submission of tenders

June 23, 2010 5 : 00PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

- (4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Kurayoshi Agriculture High School 166 Ootani
Kurayoshi-shi 682-0941 Japan TEL : 0858-28-1341